

従業員持株会の検討

2021/05/19 ver 1.0

採用の目的

【主たる目的】

- 従業員の福利厚生
- 企業経営への参画意識の向上

【副次的効果として】

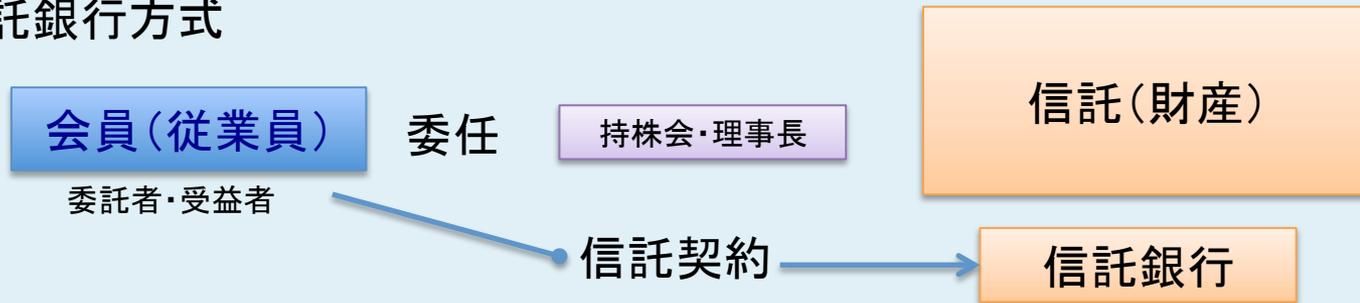
- 分散株の集中(配当還元法での買取)
- 議決権の持株会へ集約(自社株分散を防ぐ)

上記が実現可能か？というポイントで下記の法律を検討する

- 検討項目
 - 税法
 - 会社法
 - 信託法
 - 投資信託法

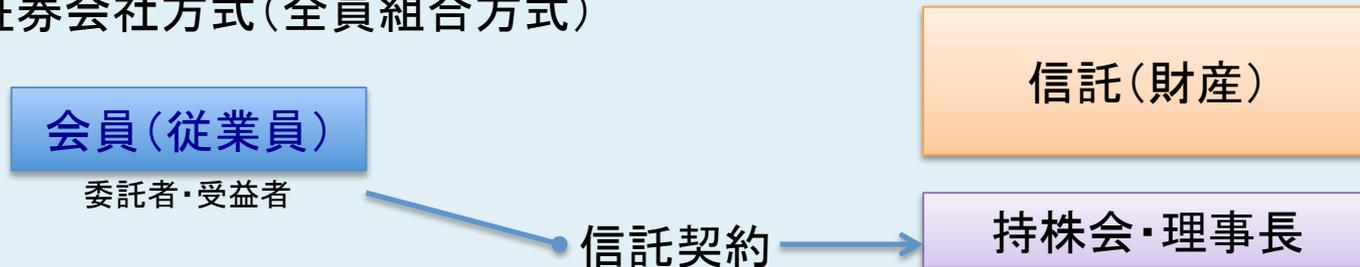
従業員持株会の類型

信託銀行方式



お金の流れ: 会員は拠出金を信託へ拠出してその資金で株式を買い取る
大きな企業向き

証券会社方式(全員組合方式)



お金の流れ: 会員は拠出金を信託へ拠出してその資金で株式を買い取る、中小企業も可能
証券会社方式では一部の会員が参加する「少数組合方式」がある

ご参考までに

参考: 上場会社の持株制度(イソップ)

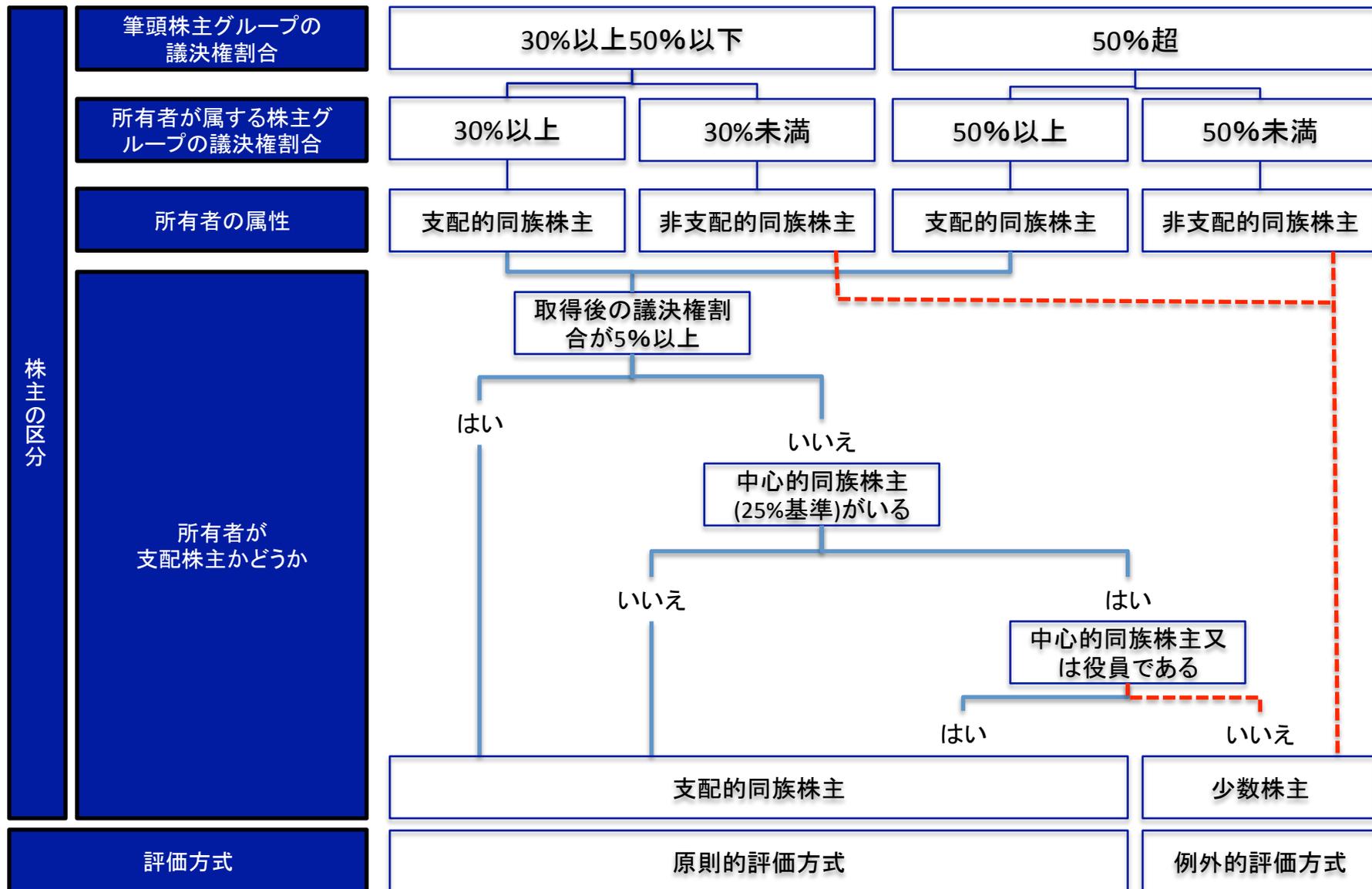


受益者は退職・受給権確立した後で受益社になるので当初は受益者が不存在、
従い制度開始からしばらくは、委託者がみなし受益者となる。

持株会が少数株主となる

- 持株会も法人として株主なので下記をひょうかする。
 - 支配的株主＝原則的評価法か(類似業種比準法・純資産法)
 - 少数株主＝例外的評価法(配当還元法)
- 具体的評価は次のように判断する
 - A. 持株会を単独の法人として支配的か否かを判断する
 - B. 持株会が支配的同族の実質的支配下にある同族か否かを判断する
- Aについての検討を次ページ以降行う
- Bについては参考までの考え方をのべる、実際は裁判とかに委ねられる。

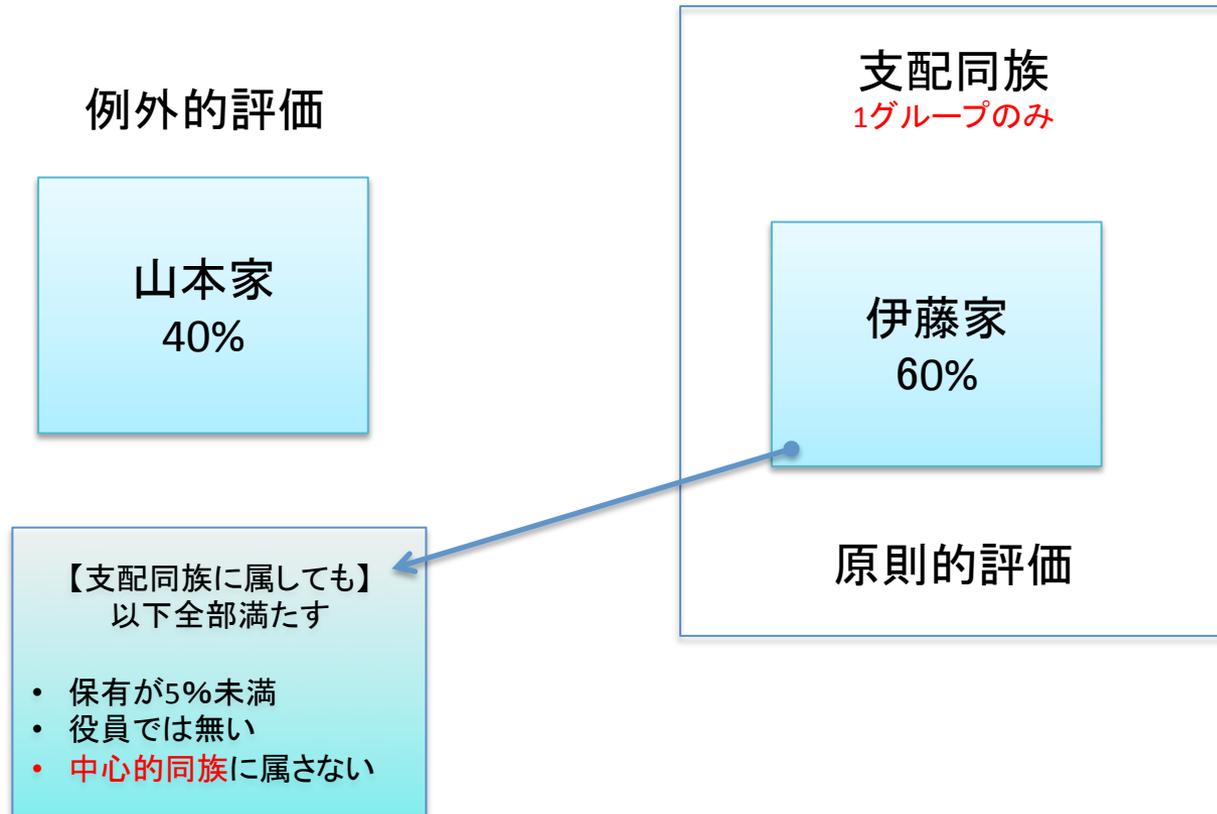
同族株主ありの判定フロー



少数株主の判定

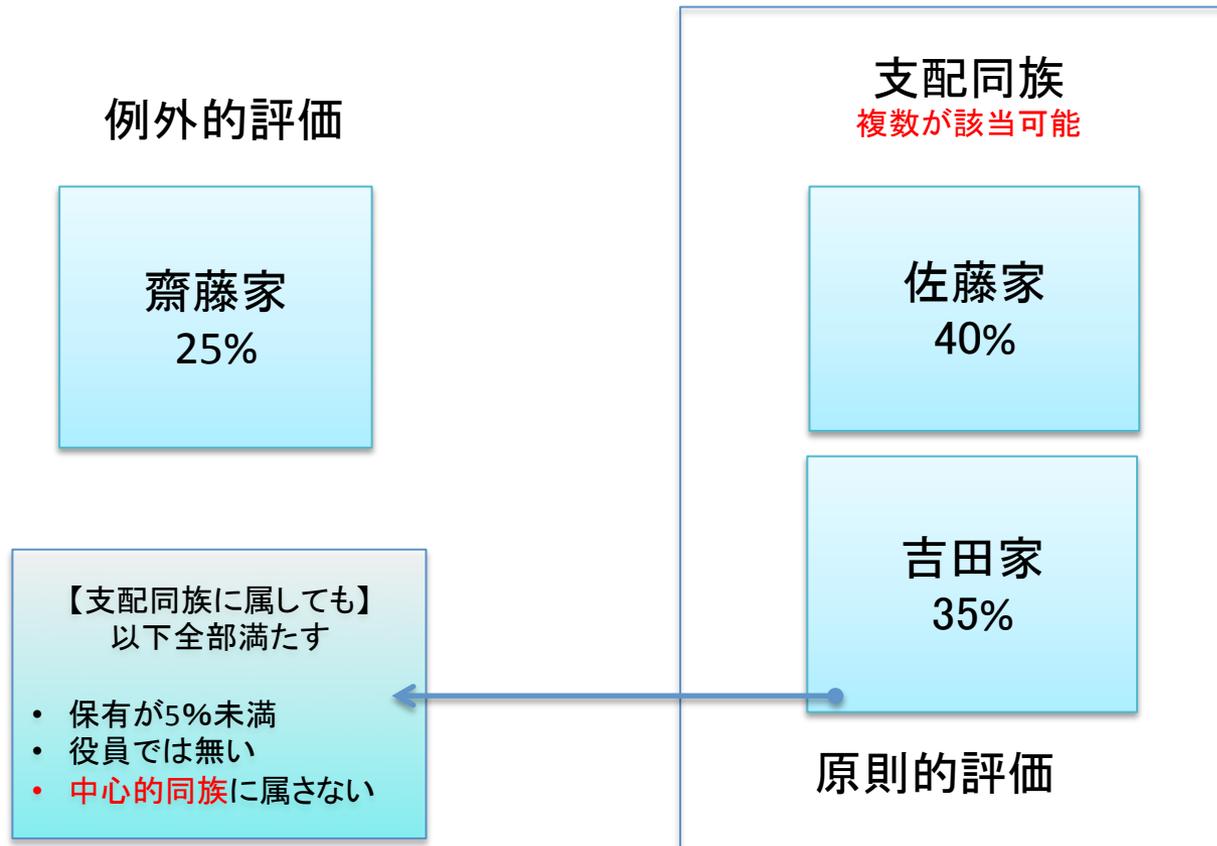
- フローの見方は簡単です、筆頭の株主グループの持株で3つに分けます
- **支配的株主**以外は**少数株主**です。
 - 50%超の場合：**50%超は支配的株主**で、残りは**少数株主**です
 - 30%以上から50%以下：この場合は**30%以上は支配的株主**で、30%未満は**少数株主**です
 - 30%未満：この場合は**15%以上は支配株主**、15%未満は**少数株主**です。
- 例外の設定：支配的株主は原則的評価をしますが、例外的な評価をする例外者の区分が決まっています。**以下の3条件**満たした場合。
 1. 保有株が5%未満
 2. 役員ではない
 3. 中心的同族に属していない(中心的株主がない：筆頭30%未満)

筆頭株主グループが50%超保有



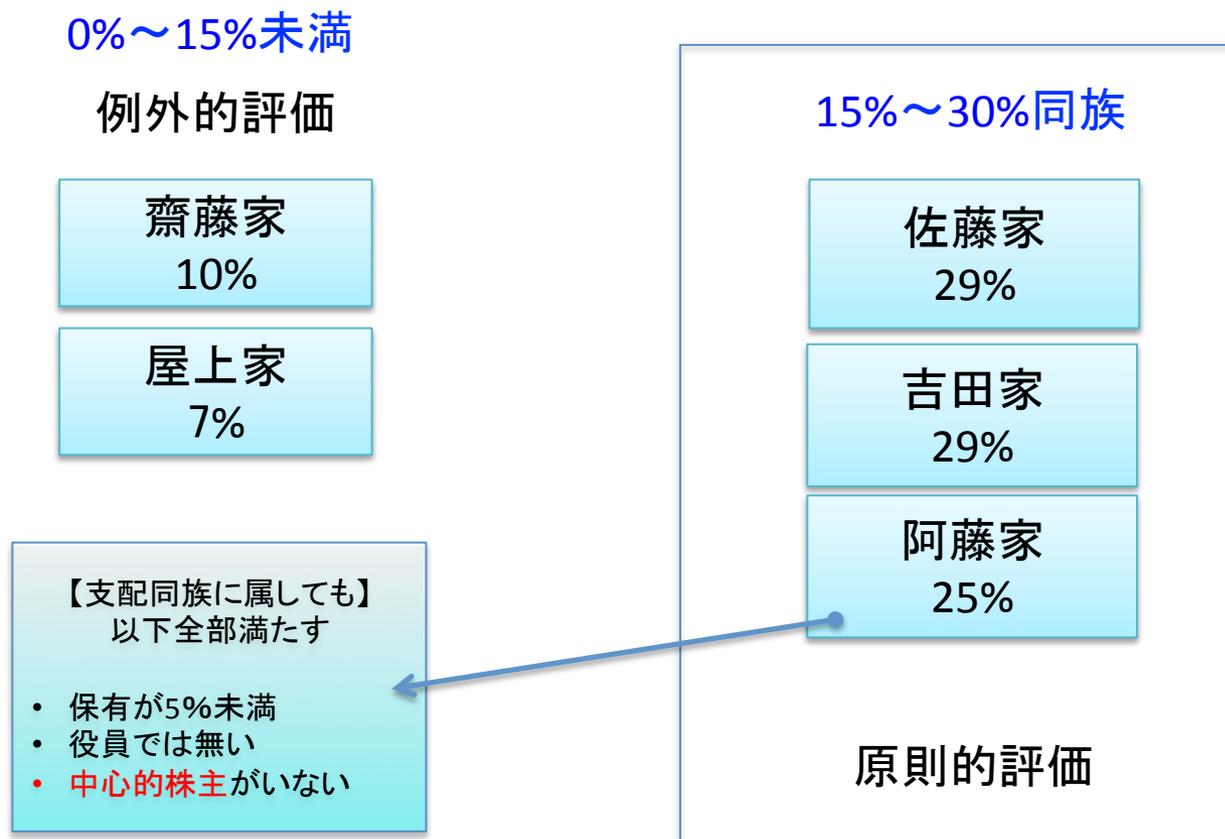
中心的同族とは保有議決権25%以上の直系の同族であるその同族株主
直系同族: 本人を中心に祖父母・父母・配偶者・子・孫・兄弟

筆頭が30%以上50%以下保有



中心的同族とは保有議決権25%以上の直系の同族であるその同族株主
直系同族:本人を中心に祖父母・父母・配偶者・子・孫・兄弟

筆頭でも30%未満の保有



中心的株主とは保有議決権15%以上の株主グループのうち単独で10%以上保有しているその**株主個人**

持株会が少数株主（例外的評価方法）

- 財産基本通達では例外的評価方式を採用する対象を規定している。
- ポイントは「**支配的同族株主以外は例外的評価（配当還元法）**」
 - 同族株主とは1株主の同族が株を保有している場合のこと
 - 同族とは血族（6親等）および姻族（3親等）およびその他特殊な関係（事実婚など）
 - **支配的**の意味は保有議決権50%以上は支配的株主、50%以上が不存在の時に保有30%以上は支配的
- 非支配的株主の例は以下の通り
 - 支配的株主（50%以上、30%以上）に属していない。
 - 支配的株主に属すも、**中心的同族**（下記）に属していない。その上で
 - 5%未満の保有
 - 役員ではない
- 持株会が例外的評価である条件は
 - 自らが支配的株主にならない
 - 50%超株主がいる場合は50%未満まで持株会保有
 - 50%超株主がいない場合は30%未満まで持株会保有
 - 支配的株主の実質支配下でない
 - 持株会の資本が導入会社の出資50%未満
 - 持株会の理事役員が導入会社の支配下でない等：以上は関連会社の基準）
- **中心的同族**の説明：支配的同族株主の内、直系親族（1株主の親・配偶者・子・孫）で議決権の25%以上保有する時その直系親族。

証券会社方式の検討

- 上場株の買取などは証券会社が必然
- 未上場の中小企業は個別に買い取るので証券会は不要
- 導入会社(発行会社)が買取ると自己株となり「原則法:類似業種」で評価
- 中心的同族からの自己株買取は「純資産法」で評価

- 株式の所有者は誰か？
 - 信託法では所有権は「受託者」にある。
 - 信託銀行方式では所有権は「信託銀行」
 - 証券会社方式では所有権は「持株会」

- 配当の扱いはどうか？
 - 信託財産の利益は「受益者」にある:受益者等課税信託【法人税法12-1】
 - 配当所得は受益者の所得で配当控除も得られる【所得税法24】

- 導入会社からの奨励金は
 - 会員が従業員である場合は「給与」となる(国税庁の見解)

持株会の組織の種類

- 一般社団（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律）
- 民法667条に基づく組合
 - 組合契約が要件
 - 出資が必要
 - 財産は共有
- 法人格なき社団
 - 法人税法2-1-8に規定がある（法人格付与する法律はないが課税対象になる）
 - 民法667条組合契約と商法535条匿名契約を除く
 - 法人格がないので権利義務で明記した法律がない
 - 通常例としては「マンション管理組合・PTA・社員友愛会・など」でしょうか収益事業すると課税対象になる
- 法人：法人格「団体・組織を個人（自然人）としてその権利義務を規定したものの、法人格付与する法律が法人格の要件」

留意点

- 奨励金は税法上従業員の給与になるが、株主への利益供与禁止を決めた会社法120条への抵触
- 持株会が保有できる議決権株の割合は10%ほど(特殊支配同族会社の役員給与損金の判定要素:グループ株90%)
- 株の価格の決定
 - 入社時の価格
 - 退職時の価格
- 持株会の独立性
 - 持株会が会社の一部とみなされると、自己株の扱いになります。
 - 配当の問題、議決権の問題、買取価格の問題等が発生します

将来に向けて

- 株式集中化に持株会は有効な手段に思えます。
- 現実に実施するにあたってもう少し検討が必要です
 - 持株会組織をどうするか(社員の独立性を用いるのがベストか?)
 - 価格の問題・全員を対象にするか?
 - 奨励金をどうするか?
 - 持株会保有の規模(5%から10%か)